

家畜衛生だより

平成30年12月第22号
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

獣医師免許をお持ちのみなさまへ

平成30年12月31日現在の状況を
お住まいの都道府県に届け出てください

◎ 獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。

◎ 届出様式に必要事項を記入の上、
平成31年1月1日から1月31日までに
お住まいの都道府県に提出してください。

勤務地でなく**住所地**
ですのでご注意ください

※届出様式や記載方法は以下に掲載

農林水産省HP「獣医師免許をお持ちの皆様へ(獣医師法第22条の届出)」

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

千葉県HP「獣医師法第22条の届出」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/tetsuzuki/700/zyuishi22zyou.html>

検索 千葉県 獣医師 届出

- ◆ 獣医事への従事の有無にかかわらず、すべての獣医師が対象です。
- ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、移動状況を的確に把握するために利用されています。

千葉県にお住まいの方の提出先

千葉県 農林水産部畜産課 家畜衛生対策室 獣医事担当あて

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県庁本庁舎 18階

窓口へ提出か、郵送にて、**2部**届け出てください

問合せ Tel: 043-223-2938

(1)登録番号	第 号	(2)本籍地の属する 都道府県名	都道 府県
(3)登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 年 月 日	(4)生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 年 月 日 4 明治
ふりがな (5)氏名			(6)性別 男・女
(7)現住所	〒 □□□-□□□□ 電話(- -) 都道府県 市区町村		
(8)主たる職業 ((9)から(11)の各項目について最も該当するものを○で囲むこと。)			
(9)業務の種類	(10)業務の内容	(11)勤務先	
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他 II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥 III I 及び II 以外の診療 IV 診療以外の業務であつて 獣医学上の知識を必要と するもの V 獣医学上の知識を必要と しない業務 VI 無職 (I 又は II を○で囲んだ者は、I の i から v まで又は II の i から iii まで の主たる対象を一つ選択し、○で囲 むこと。)	1 自ら開設する診療施設において診療の 業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の者が開設する診療施設において診 療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従 事 4 他の者に雇用され往診のみによって診 療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産 イ 公衆衛生 ウ 環境 エ その他 6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事 (教官又は教員) 8 獣医系大学の勤務者(大学院生を含 む。)で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事 (教官又は教員) 10 その他の業務に従事 ア 製薬 イ 飼料 ウ その他 (5又は10を○で囲んだ者は、5のアからエまで又は10 のアからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で 囲むこと。)	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組 合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国立大学法人 09 私立学校 10 競馬関係団体 11 民間企業 12 公益法人、一般社団法人 等 13 その他 (04から06までのいずれかを○で囲んだ 者は、①から⑥までの番号を一つ選択 し、○で囲むこと。) ①本庁等 ②検査指導機関 ③家畜保健衛生所等 ④保健所等 ⑤食肉衛生検査所等 ⑥その他	
ふりがな (12)勤務先の名称			
(13)勤務先の所在地	〒 □□□-□□□□ 電話(- -) 都道府県 市区町村		
(14)従たる職業の概要			
(15)備考			

関係法令を遵守しましょう

獣医師法に基づく獣医師の業務停止処分について

平成30年7月23日付けで獣医師2名に対し、獣医師法第8条第2項の規定に基づく業務停止処分がおこなわれました。

□岐阜県在住39歳 児童ポルノ製造

- ・事件の概要：温泉施設の男性脱衣所において、4歳の女児の裸を動画で撮影・記録し、児童ポルノを製造した。
- ・処分：9ヶ月の業務停止、罰金50万円

□栃木県在住59歳 銃刀、火薬所持

- ・事件の概要：法定の除外事由がないのに自宅に散弾銃2丁、空気銃1丁、やり1本及び脇差等4振、散弾銃用雷管35個を所持した。
- ・処分：4ヶ月の業務停止、罰金30万円

罰金刑以上の刑に処せられたり、獣医師としての品位を損ずる行為をしたなどに、獣医事審議会を経て、免許取り消し・業務停止等の行政処分が決定されます。

獣医師としての社会的信用を失うことがないよう、関係法令の遵守と獣医師倫理の向上に務めるようお願いします。



X線の管理について

動物のX線診断では、動物の保定などを行うことから、放射線診療従事者等への放射線による被ばくに十分注意する必要があります。

獣医療法や関連法規で測定・記録・点検などが義務付けられているので、再確認しましょう。

- 注意事項の掲示(獣医療法施行規則第9条)
- 管理区域の標識と立入制限(規則第11条)
- 管理区域・敷地境界の線量の測定・記録(規則第18条)
管理区域境界、居住区域境界、敷地境界で定期的(半年に1回)に線量を測定・結果は記録し、5年間保存
- X線従事者の防護と線量の測定・記録(規則第13～16条)
結果は記録し、5年間保存
- X線装置の点検(規則第17条)
定期的に検査、結果は5年間保存
- X線診療従事者の教育・訓練・研修・記録(規則第16の2条)
放射線の人体への影響、安全取扱などの研修を1年に1回実施
研修の記録は5年間保存
- X線使用帳簿(規則第19条)
帳簿は3年間保存
- X線従事者の健康診断(電離放射障害防止規則)
X線従事者は定期的(6ヶ月に1回)に健康診断を受診



獣医師が増加・減少した、X線を新しく設置・廃止した場合、最寄りの家畜保健衛生所に届出が必要となります。(法第3条)また、放射線の事故があった場合も、報告してください。(規則第19の2、20条)

詳しくは、千葉県HPか家畜保健衛生所までお問い合わせください。

東部家畜保健衛生所 電話:0475-52-4101

検索 千葉県 獣医 診療施設 届出